

## 第3期

# 湧別町食育推進計画

(事務局案)

(令和8年度～令和12年度)



令和8年 月  
湧 別 町

## 目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 「食育」の定義	1
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
5 計画の推進体制	2
6 湧別町の食をめぐる現状と課題	2
(1) 町の産業	2
(2) 食をめぐる社会情勢の変化	3
(3) 特定健康診査(特定健診)結果等からわかる町民の健康課題	3
(4) 食育・地産地消に対する理解と取組	5
7 第2期計画の振り返り	6
(1) 第2期計画で定めた目標値とその実績	6
(2) 第2期計画の評価	7
8 第3期食育推進計画の3つの基本目標と基本的な施策	8
(1) 3つの基本目標について	8
(2) 目標達成のための基本的な施策	9
9 第3期計画の指標および目標値	14
10 湧別町で取り組んでいる食育関連事業	15

### 資料編

1 用語索引	19
--------	----

## 1 計画策定の趣旨

私たちの身体は、全て自然が育んだ食べ物によって作られています。

国は「食育の推進をとおし国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようすること」を目的とし、平成17年に「食育基本法」を制定し、現在は、令和3年度に策定した第4次食育推進基本計画に基づき、日常生活の基盤である家庭における「共食」(一緒に食事をすること)を原点とし、学校、保育所等をはじめとする様々な機関・団体とともに食育を推進する中で、食育という言葉も一般に定着してきました。

北海道においては国に先駆けて食育を推進しており、現在は、令和6年度に策定した第5次北海道食育推進計画「どさんこ食育推進プラン」にもとづき食育を推進しています。

湧別町においては前計画に引継ぎ「第2期湧別町食育推進計画」(令和3年度～令和7年度)を策定し、町民の健康で文化的な食生活の保持増進に向けた取り組みを支援してきました。

豊かな自然環境に恵まれた湧別町は、畑作、酪農と漁業が盛んで、新鮮な食材が身近に豊富にあり、生産者の存在も近くに感じることができます。そして、豊かな食卓を家族や友人と囲むことで、天然素材の持つ味覚や栄養、おいしくいただくことへの感謝など「食」についての知識が自然と身につき、伝えられる環境にあるといえます。

同時に、外食や中食(調理食品、加工食品)による調理済みの食品をいつでも手軽に利用できる便利で豊かな環境も整っており、個人のニーズに応じた自由な食生活を送ることが可能になりました。

しかしながら一方で、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、家庭における共食の減少や子を持つ親世代の朝食の欠食、また食習慣の偏りからくる生活習慣病の予防改善、高齢者の低栄養予防、さらには古くから育まれてきた伝統的な食文化を守ることや、食に関する知識や食品の選び方等、食をめぐる課題も人それぞれで多岐にわたることから、今後も食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

「食」の基盤は生産者にあり、食育の主体は家庭にあることを基本に、これまでの食育推進計画の成果と、食をめぐる現状・課題・健康診断結果等を踏まえ、また「食」を通して地域の特徴を知り、町民の「食」に関する理解が一層深まるよう、第3期湧別町食育推進計画を策定します。

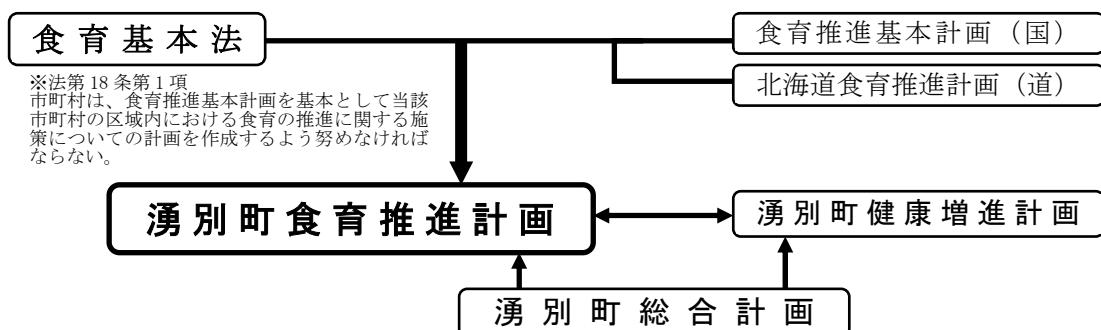
## 2 「食育」の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、德育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。(食育基本法前文)

### 3 計画の性格

この計画は、湧別町のまちづくりの基本である「第3期湧別町総合計画」を基に、国の「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、湧別町の食育に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置づけます。

この計画の推進にあたっては、国の「第4次食育推進基本計画」や「第5次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を勘案するものとします。また、食育と健康の増進は関係が深いことから、第2期湧別町健康増進計画との整合性を図るとともに、今後において本計画との統合を検討します。



### 4 計画の期間

この計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

### 5 計画の推進体制

食育は、その関係する分野が保健・医療、産業振興、教育など多岐にわたることから、食育を効果的に推進していくため、食生活の基本となる家庭における食育の取組みはもとより、学校や地域住民、ボランティア団体、食材を提供する生産者をはじめ食関連産業など様々な主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、こうした主体が情報を共有し相互に連携・補完しながら計画の推進に努めます。

また、湧別町保健医療福祉協議会を中心に、施策の実施状況や計画の進捗状況等の進行管理を行うこととします。

### 6 湧別町の食をめぐる現状と課題

#### （1）町の産業

主要産業は、農業を中心に水産業、林業と第一次産業が基幹産業であり、全就労人口の33.7%にあたる1,482人が第一次産業に就労しています（2020年国勢調査）。

農業は、オホーツク海沿岸部と山間部を中心に酪農地帯が広がり、内陸平野部では高収益野菜である玉ねぎを中心として、てん菜、小麦、ばれいしょ、ブロッコリーなどが栽培されています。漁業は、沿岸漁業とホタテを中心とした養殖漁業を主体としており、そのほかサロマ湖では、カキ・ホタテガイ養殖が行われています。また、湧別町の森林面積は27,702haで、豊かな森林資源を有しています。

## (2) 食をめぐる社会情勢の変化

町内の単身世帯の数は1,337世帯で、全世帯の36.4%を占めています（2020年国勢調査）。5年前と比較すると単身世帯は120世帯増加し、割合も4.8ポイント上昇しました。このようなライフスタイルの変化に伴い、加工食品や外食産業、宅配サービスの充実など、消費者のニーズに合わせて食文化も変化してきています。さらに、近年では健康志向の高まりを受け、原材料に考慮した食品や、特定保健用食品など健康に寄与する食品が増えています。

一方で、家庭で料理をする機会の減少や、伝統的な食文化の希薄化などが懸念される状況もあります。また、加工食品や外食は家庭料理に比べて、塩分、糖分、脂質が多く含まれている場合があり、これらの含有量を把握しないままに、頻繁に利用したり過剰に摂取したりすると、思いがけず肥満や生活習慣病につながる可能性があります。

このように、社会情勢の変化に伴う食のポジティブな面とネガティブな面を理解した上で、自身のライフスタイルに適した食事を選択することが大切です。

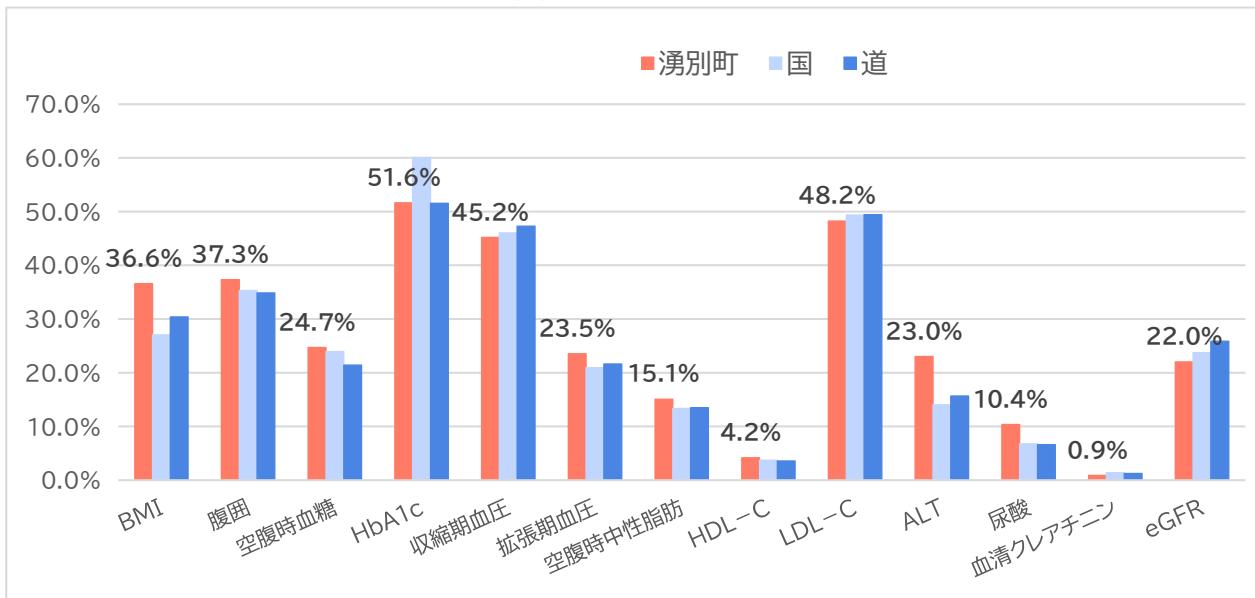
## (3) 特定健康診査（特定健診）結果等からわかる町民の健康課題

図表1より、特定健診受診者において、「BMI」、「腹囲」、「空腹時血糖」、「拡張期血圧」、「空腹時中性脂肪」、「HDLコレステロール」、「ALT」、「尿酸」に関する有所見者の割合が全国・全道と比べて高いことがわかります。

また、図表2の特定健診の標準的な質問票において、「喫煙」、「20歳時体重から10Kg以上増加」、「1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施なし」、「1日1時間以上の身体活動なし」、「食べる速度が速い」、「就寝前2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある」、「朝食を抜くことが週3回以上ある」、「生活習慣改善意欲がない」、「食事を食べる時ほとんどかめない」の項目において、全国・全道と比べて高いことがわかります。

これらの項目は生活習慣病と関連が深く、不規則な生活習慣や食習慣がその主な原因となることが多いため、規則正しい生活習慣と食習慣の継続が大切です。

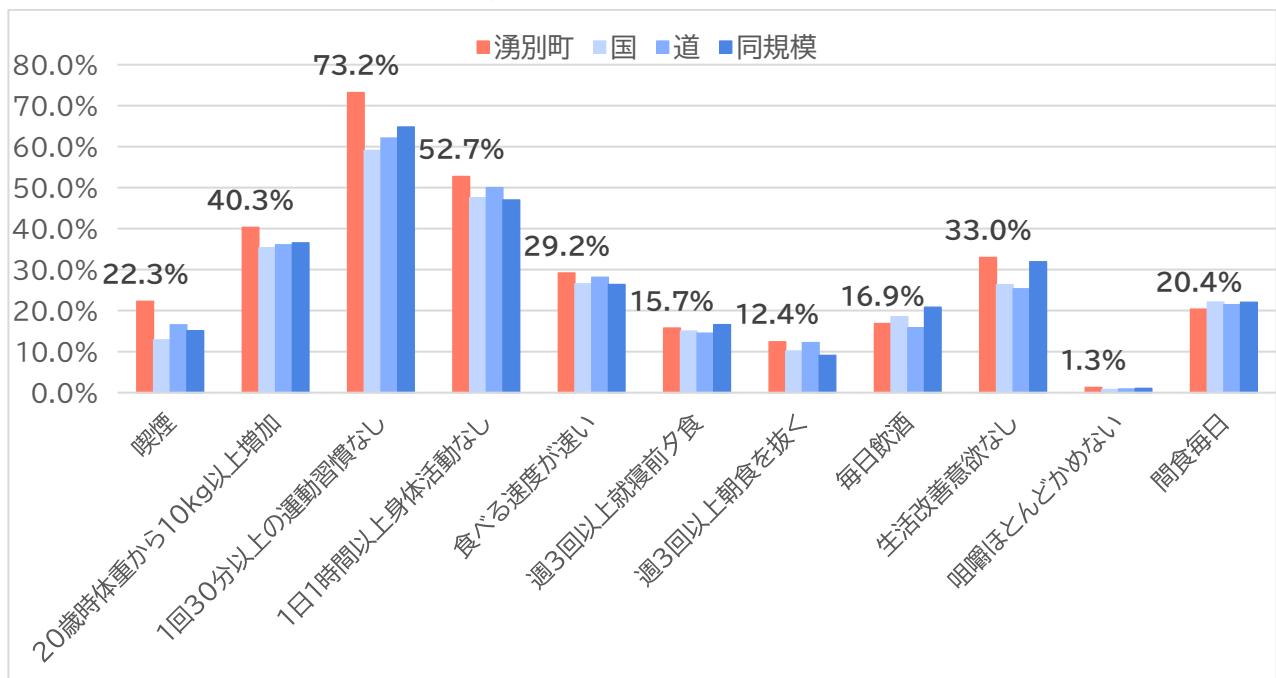
図表1 特定健診受診者における有所見者の割合



	BMI	腹囲	空腹時 血糖	HbA1 c	収縮期 血圧	拡張期 血圧	空腹時 中性脂 肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレ アチニン	eGFR
湧別町	36.6%	37.3%	24.7%	51.6%	45.2%	23.5%	15.1%	4.2%	48.2%	23.0%	10.4%	0.9%	22.0%
国	27.0%	35.3%	24.0%	60.1%	46.0%	20.9%	13.3%	3.7%	49.4%	14.0%	6.8%	1.4%	23.7%
道	30.4%	34.9%	21.4%	51.5%	47.3%	21.6%	13.5%	3.6%	49.4%	15.7%	6.6%	1.3%	25.9%

【出典】KDB 帳票 S21\_024-厚生労働省様式(様式 5-2) 令和 06 年度 ※湧別町の回答総数 789 人(法定報告値)

図表 2 特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合



	喫煙	20歳時 体重か ら10kg 以上増 加	1回30 分以上 の運動 習慣な し	1日1時間 以上身体 活動なし	食べる速 度が速い	週3回以 上就寝前 夕食	週3回以 上朝食を 抜く	毎日飲 酒	生活改善 意欲なし	咀嚼ほ とんど かめな い	間食毎 日
湧別町	22.3%	40.3%	73.2%	52.7%	29.2%	15.7%	12.4%	16.9%	33.0%	1.3%	20.4%
国	12.9%	35.3%	59.1%	47.5%	26.5%	15.0%	10.1%	18.5%	26.3%	0.8%	22.1%
道	16.5%	36.0%	62.1%	50.0%	28.1%	14.5%	12.2%	15.8%	25.3%	0.9%	21.5%
同規模	15.1%	36.5%	64.8%	47.0%	26.4%	16.6%	9.1%	20.8%	31.9%	1.0%	22.1%

【出典】KDB 帳票 S25\_001-質問票調査の経年比較 令和 06 年度 ※湧別町の回答総数 789 人(法定報告値)

#### （4）食育・地産地消に対する理解と取組

家庭で料理を作る機会の減少や、伝統的な食文化の希薄化が懸念される中、食べ物を育てる、収穫する、食するという体験は地産地消の精神を育む重要な機会となります。

地産地消を通じて食べ物の価値やその生産の背景を知ることで、食べ物への感謝、それを粗末にしない心を身につけることができます。このような意識を地域に広げることにより、「食品ロス」削減への取組が推進され、持続可能な社会の実現に向けた確かな一歩につながります。

## 7 第2期計画の振り返り

### (1) 第2期計画で定めた目標値とその実績

第3期計画の策定にあたり、第2期計画で目標値を定めた18の指標について、実績や目標達成状況を振り返りました。18指標のうち、目標を達成し、かつ基準値と比較して数値が改善している項目は3項目、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善している項目は2項目、基準値とほぼ変わらない（増減が1ポイント未満）項目は4項目、基準値と比較して数値が悪化している項目が9項目となっています。

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	実績 (令和6年度)	評価*
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 【全国学力学習状況調査】	児童（小6） 96.8%	すべての児童・生徒が食べていることを目指す	94.1%	D
	生徒（中3） 94.7%		80.6%	D
就寝時刻が不規則な児童生徒の割合 【全国学力学習状況調査】	児童（小6） 4.8%	3.0%	17.7%	D
	生徒（中3） 23.2%	20.0%	22.0%	B
起床時刻が不規則な児童生徒の割合 【全国学力学習状況調査】	児童（小6） 6.3%	5.0%	5.9%	B
	生徒（中3） 11.6%	7.0%	6.0%	A
幼児（1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児）の肥満の割合 【乳幼児健診結果】	1歳6ヶ月児 0.0%	2.0%未満	4.2%	D
	3歳児 2.0%	現状維持	14.0%	D
	5歳児 5.9%	現状維持	4.5%	A
児童・生徒の肥満の割合 【全国体力・運動能力・運動習慣等調査】	児童（小5） 13.6%	10.0%未満	14.8%	D
	生徒（中2） 12.7%	10.0%未満	12.9%	C
BMI 25以上の人の割合 【KDBシステム 健診有所見者状況】	36.4% 861人中 313人	34.6%未満	36.5% 789人中 288人	C
低栄養傾向の高齢者の割合 (65歳以上でBMI20以下の人割合) 【KDBシステム 保健事業介入支援管理】	65歳以上 16.2%	現状維持	65歳以上 8.9% 17.4%	A D
学校給食における地場産物の使用割合 【学校給食地場産物使用状況調査】	湧別産 2.1%	3.0%	2.4%	C
	道内産 44.7%	現状維持	40.8%	D

指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	実績 (令和6年度)	評価*
学校給食における食べ残し (重量ベース) 【学校給食センター独自調査】	8.4%	8.0%未満	11.1%	D
食育ファーム・ふれあいファーム の登録件数 【北海道への登録(H26)】	食育ファーム 0件	食を学ぶ機会を 提供できる農場 の設置を目指す	0件	C
	ふれあいファーム 1件	現状維持以上	0件	D

※評価 A：目標達成かつ改善  
B：改善  
C：変わらず（増減1ポイント未満）  
D：悪化

## （2）第2期計画の評価

目標値および令和元年度の基準値からの顕著な数値変化項目にのみ着目すると、就寝時刻が不規則な子どもの低年齢化や肥満の低年齢化の傾向といった乳幼児期や学童期の子どもに関する課題がみられました。また、~~低栄養傾向の高齢者の割合は大きく改善していることがわかりました。~~

これらのことから、幼少期から正しい食習慣を身につけられるような家庭での取り組みと、それを取り巻く関係機関の支援がますます重要と言えます。

## 8 第3期食育推進計画の3つの基本目標と基本的な施策

食育をめぐる現状と課題などを踏まえ、湧別町では食育の推進を効果的に図るため、次の3つの基本目標と基本的な施策に基づき、食育を推進します。

### 【3つの基本目標と目標達成のための基本的な施策】

3つの基本目標	目標達成のための基本的な施策
I. 食についての知識の普及	<p>① ライフステージごとの食育の推進</p>
II. 健康的な食生活の実践	<p>② 栄養バランスを考えた食生活の実践 ③ 早寝早起きを心がけ、朝食をしっかりとる ④ 基本的な調理技術を身につける ⑤ 食事を味わい、楽しむ ⑥ 地産地消の大切さを知る ⑦ 食品ロスを減らし、環境を意識した食生活を推進する ⑧ 自然と健康になれる食環境づくりを推進する</p>
III. 地域と一体となった食育の推進	<p>⑨ 地域の農林水産業を知り、各団体と一体となって食育を推進する</p>

#### (1) 3つの基本目標について

食育に関する3つの基本目標は、次のような流れで連続性を持っています。

まず、ライフステージに応じて食に関する知識を身につけ(I)、身につけた知識を日々の生活で実践します(II)。さらに、個人や家庭での取り組みにとどまらず、地域や社会と協力して食育を進めていきます(III)。

#### I. 食についての知識の普及

生涯にわたり食を通じた学びが必要であり、ライフステージによって食育の要点は異なります。そのため、年齢や発達段階に合わせたアプローチを行い、食に関する知識と意識を育むことが大切です。特に未成年者に対するアプローチとして、家庭での取り組みを、関係機関が支援していく体制をとることが重要です。

また、食は単なる栄養摂取の手段ではなく、食の楽しさ、社会性、文化の継承を含む多面的なものであるため、一人ひとりが自分のライフステージに見合った食の価値観を持つことで、健康で豊かな生活を築くことができます。

#### II. 健康的な食生活の実践

各ライフステージで身につけた知識を日常生活において実践することは、個人の健康増進につながるだけでなく、文化や経済の発展、次世代への影響など社会や環境にも影響を与えます。健康的な食生活を自分に合ったペースで継続的に実践することが大切です。

### III. 地域と一体となった食育の推進

食育は個人や家庭だけで取り組むよりも、地域全体で協力し合うことで効果を最大限に発揮することができます。食を通じて人と人とをつなぎ、コミュニティを活性化させながら、持続可能な社会や食文化の継承を進めることが大切です。

#### (2) 目標達成のための基本的な施策

##### ①ライフステージごとの食育の推進

ライフステージ	行動目標	実践方法	実施主体
乳・幼児期 (0~4歳)	食べ物への興味や好奇心を育てる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月齢に合わせた食べ物を体験させる</li> <li>・食べ物の香り、触感などを体験させる</li> <li>・簡単なお手伝いから料理に参加する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭</li> <li>・保育所・こども園</li> <li>・健康こども課 (乳幼児相談・乳幼児健診・個別相談)</li> </ul>
	咀嚼する力をつけ、食べる楽しさを経験する	月齢や口腔内の発達に合わせた食べ物の硬さを心がけ、噛む力を身につける	
	規則正しい食生活の習慣をつける	3回食に進んだら食事の時間を決める	
学童・思春期 (5~15歳)	食事のバランスを学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「主食(炭水化物)」「主菜(タンパク質)」「副菜(ビタミン・ミネラル)」「乳製品」「果物」など、それぞれの役割を知る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭</li> <li>・教育機関</li> <li>・生産者・食関連団体</li> </ul>
	食べ物を通じた感謝の気持ちを育てる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ物やそれを作った人への感謝の気持ち、自然への敬意をもつ</li> <li>・感謝の気持ちで「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶をする</li> </ul>	
青年期 (16~24歳)	規則正しい食習慣を定着させる	1日3食、主食・主菜・副菜をそろえた食習慣を実践する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭</li> <li>・教育機関</li> <li>・生産者・食関連団体</li> </ul>
	身体の成長に合わせた健康維持を心がける	骨や筋肉の成長に必要なたんぱく質やカルシウムを意識して摂る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康こども課 (健康教室・料理教室・健康相談)</li> </ul>
	食べ物を選ぶ判断力をつける	自分で食べ物を選ぶ知識を身につける	

ライフステージ	行動目標	実践方法	実施主体
成人期 (25~64歳)	生活習慣病予防につながる規則正しい食習慣を維持する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝・昼・夕食を決まった時間にとり、深夜の食事、不規則な摂取を避ける</li> <li>・減塩を心がける</li> <li>・間食の摂りすぎに気をつける</li> <li>・健康診断を受け、健康状態を知る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭</li> <li>・職場</li> <li>・健康こども課 (健康教室・料理教室・健康相談・健康診断)</li> </ul>
高齢期 (65歳以上)	加齢に伴う健康問題を予防する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨粗しょう症やフレイルを予防する食事を心がける</li> <li>・体の変化に合わせた食事を意識する</li> <li>・噛むことを意識して、消化吸収を助ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭</li> <li>・職場</li> <li>・健康こども課 (健康教室・料理教室・健康相談・健康診断)</li> </ul>
	簡単で持続可能な調理を習得する	簡単な調理法（電子レンジの活用や作り置き）や調理済み食品などを取り入れる	
	社会資源を活用する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できあいの料理をバランスよく選ぶ</li> <li>・料理教室、食事会に参加する</li> <li>・配食サービスを利用する</li> </ul>	

## ②栄養バランスを考えた食生活の実践



### ●主食・主菜・副菜を意識した食事をする

主食（ごはん・パン・麺類）・主菜（肉・魚・卵・大豆製品）・副菜（野菜・きのこ・海藻類）をそろえた食事は必要な栄養素をバランスよくとることができます。毎日意識して食事をすることで健康の保持につながります。

### ●適量を意識する

現代社会における飽食の時代では、食材や加工食品が簡単に手に入るようになり、食べ物を過剰摂取しやすい環境にあります。また、体を動かす機会が減少し、運動不足が重なることで、余分な脂肪が体内に蓄積され、肥満になりやすい傾向がみられます。そのため、1回の食事量を正しく知り「腹八分目」を心がけることが大切です。

## ●間食の摂り方を工夫する

3度の食事をバランスよく摂っていても、間食の量や頻度によっては健康を損ねる場合があります。

特に、寝る直前に食べたり、時間を決めずにダラダラ食べる習慣は生活習慣病や虫歯の原因になります。

一方で、間食は適切に摂れば仕事や勉強の合間の気分転換、エネルギー補給として役立つこともあります。

間食を健康的に楽しむために、時間・量・頻度を決めることが大切です。



## ③早寝早起きを心がけ、朝食をしっかりとる

### ●寝る2時間前までに食事をすませる

就寝直前に食事をすると消化活動が活発になり、睡眠が妨げられたり、消化不良を引き起こす原因になります。

また、夜は体を動かさず休む時間が多いため、夜遅くに食事をすると、余分なエネルギーが脂肪として蓄積され、肥満のリスクになります。

就寝時間の2時間前までには食事をすませるよう意識しましょう。

### ●朝食を食べる習慣を意識する

朝食を摂ることで、睡眠中に消費されたエネルギーを補給し、脳に必要な栄養が届けられるため、仕事や勉強の集中力や効率が向上します。また、朝食は腸を活発に動かして排便を促します。さらに、朝食を規則的に摂ることで、体の中のリズムが整い、一日をスムーズにスタートできます。



## ④基本的な調理技術を身につける

### ●調理器具をそろえる

包丁、まな板、鍋など、基本的な調理器具をそろえることで、料理のしやすさにつながります。

### ●調理技法を学ぶ

調理動画や料理本で自分のペースに合わせて学んだり、料理教室に参加して仲間と一緒に学ぶなど、取り組みやすい方法で調理の技法を身につけます。



## ⑤食事を味わい、楽しむ

### ●ゆっくり食べる

一口ごとに時間をかけ、よく噛むことで食材の味や食感をより楽しむことができます。また、よく噛むことで食べ物の消化吸収を助け、食後の満腹感も促します。

### ●家族や友人と食べる

食事の時間は健康だけでなく、心の満足感を得るために大切な時間です。一緒に食べながら会話を楽しむことで、心の豊かさや人間関係をより深めることができます。



## ⑥地産地消の大切さを知る

### ●地元の食材について学ぶ

地元の農業や漁業について調べたり、地元でとれる食材に注目することで、地元の食材を身近に感じることができます。

### ●地元食材を使った料理を楽しむ

意識して地元の食材を料理に取り入れることで親しみが増し、地産地消を身近に感じられます。

### ●自分で体験する

種を植える、育てる、収穫する、調理して食べる、という一連の体験から、食べ物へのありがたさを感じ、地産地消の精神が育まれます。



## ⑦食品ロスを減らし、環境を意識した食生活を推進する

### ●計画的に買い物をする

事前に必要な食材をリスト化し、計画的に購入します。

### ●適切な量を調理する

作りすぎは食べ残しの原因になるため、家族や自分が食べきれる適量を意識して調理します。料理が余った場合は、適切に冷蔵・冷凍保存したり、別の料理にアレンジして活用することで、無駄なく消費することができます。

## ●賞味期限・消費期限を意識する

ストックしている食品は期限が近い食品から使います。使ったら買い足す「ローリングストック」を心がけます。



## ⑧自然と健康になれる食環境づくりを推進する

### ●食料品店での環境整備を実践する

消費者に不足しがちな副菜の摂取を促し、主食・主菜・副菜がそろったバランスの良い料理を自然と選べるよう、食料品店の展示環境を整備する取り組みを支援し、販売者も巻き込んだ食育の広がりを推進します。



## ⑨地域の農林水産業を知り、各団体と一体となって食育を推進する

### ●地域の食材や農林水産業を紹介する情報を発信する

地域で採れる特産品や食材の情報をポスターやパンフレットで紹介したり、ウェブサイトやSNSで発信します。

### ●体験型イベントの実施

農業、漁業、畜産業など、地域の産業を体験できるイベントを開催します。

### ●地域食材を活かした料理教室の開催

地元食材を使った料理教室を開催し、地産地消や地域の食文化の魅力を伝えます。地元の農家、漁師、酪農家を講師としてむかえ、食材の話や調理法を深く学びます。

## 9 第3期計画の指標および目標値

食育の推進状況を指標により把握し、目標値を設定します。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（令和11年度）の実績で測ります。

なお、食に関する直接的な評価指標を取り入れるため、第2期の指標を7項目削除し、新たに7項目追加しています。

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 【全国学力学習状況調査】	児童（小6） 94.1%	増 加
	生徒（中3） 80.6%	増 加
朝食を抜くことが週3回以上ある者の割合 【KDBシステム質問票調査の状況】	12.4%	減 少
就寝前2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある者の割合 【KDBシステム質問票調査の状況】	15.7%	減 少
よく噛んで食べる幼児（1歳6か月児・3歳児）の割合 【乳幼児健診結果】	1歳6か月児 58.3%	増 加
	3歳児 81.4%	増 加
なんでも噛んで食べることができる者の割合 【KDBシステム質問票調査の状況】	81.8%	増 加
半年前に比べて硬いものが「食べにくくなつた」者の割合 【KDBシステム地域の全体像の把握】	24.2%	減 少
食べる速度が速い者の割合 【KDBシステム質問票調査の状況】	29.2%	減 少
幼児（1歳6か月児・3歳児）の肥満の割合 【乳幼児健診結果】	1歳6か月児 4.2%	減 少
	3歳児 14.0%	減 少
児童・生徒の肥満の割合 【全国体力・運動能力・運動習慣等調査】	児童（小5） 14.8%	減 少
	生徒（中2） 12.9%	減 少
BMI25以上人の割合 【KDBシステム健診有所見者率】	36.5%	減 少
低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合 【KDBシステム保健事業介入支援管理】	8.9% 17.4%	減 少
※学校給食における地場産品の使用割合 【※ <sup>1</sup> 学校給食地場産物使用状況調査（令和5年度）】	湧別産 2.4%	増 加
	道内産 40.8%	増 加
※学校給食における食べ残し（重量ベース） 【※ <sup>2</sup> 学校給食センター独自調査】	11.1%	減 少

※<sup>1</sup>隔年の調査であるため、R5年度分の実績を記載しています。

※<sup>2</sup>令和7年2月3日～7日の集計結果です。

## 10 湧別町で取り組んでいる食育関連事業

食育を推進する行政組織は、健康づくり・産業・教育・保育と多岐にわたります。

また、行政組織のみならず、第一次産業従事者や、各産業団体、そこに付随する任意団体、その他食に関する団体等が、家庭・学校・地域と関わり合いながら、それぞれ役割を分担して主体的に取り組んでいます。

表は湧別町で取り組んでいる食育関連事業についてまとめたものです。

(令和5年度～令和6年度実施分)

分野	事業内容	実施時期・回数等	実施主体等	施策区分※
保育所 ・ こども園	献立表の発行	毎月	保育所・湧別認定こども園 ・認定こども園みのり	②⑤
	野菜栽培・収穫等の体験、調理	通年	保育所・湧別認定こども園 ・認定こども園みのり	④⑤⑥
	いちご・とうきび・じゃがいも収穫	年1回	保育所・湧別認定こども園 ※R5年度で終了	⑤⑥
	栄養士による食育指導	年1回	認定こども園みのり	①②⑤
	「三色食品群」ボードの掲示	通年	認定こども園みのり	①②⑧
学校	育児学級（おやつ作り等）	通年	子育て支援センター	④⑤
	食育授業（家庭科）	通年	小・中・義務教育学校	②④⑤
	漁業体験学習	年1回	小・中・義務教育学校	⑥⑨
	酪農体験学習	年1回	小・中・義務教育学校	⑨
	農業体験学習	通年	小・中・義務教育学校	⑥⑨
	野菜栽培・収穫、調理学習	通年	小・中・義務教育学校	④⑤⑥
	敬老参観日	年1回	小学校	⑤
	給食センター施設見学	通年	小・義務教育学校	④
	給食だより・献立表の発行	通年（毎月）	給食センター	②⑤
	栄養教諭による食の指導	通年	小・中・義務教育学校、 給食センター	②④

分野	事業内容	実施時期・回数等	実施主体等	施策区分*
地域・行政	各団体健康教室 (健康・栄養講話、調理実習)	通年	自治会・各種団体	②⑤
	チャレンジ元気まつり	年1回	町健康づくり推進協議会	⑤⑨
	家庭教育研修会	年1回	町教育委員会	④⑥
	妊娠中の食事支援	通年	町健康こども課	①②
	乳幼児健診での食事指導	通年	町健康こども課	①②⑤
生産者・食関連団体	健康教室 (健康・栄養講話、調理実習)	通年	J A女性部	②⑤
	・講習会（講話・調理実習） ・地域支援事業 ・チャレンジ元気まつり ・食料品店への副菜レシピ配置 ・児童センターでの調理体験	通年	食生活サポートヘルシースプーン会	②⑤ ⑥⑧
	体験学習の場・機会の提供・受入れ	通年	漁協 農協	⑥⑨
	・町内イベントへの農畜水産物販売 ・湧別鍋（地場食材） ・鮭のつかみどり	屯田七夕まつり 産業まつり ほか	漁協 JAゆうべつ町 JAえんゆう 湧別町商工会	⑥⑨
	浜の母さん植樹祭 (大気・水の循環など環境への取組)	年1回	漁協女性部	⑥⑨

\*「施策区分」については、第3期湧別町食育推進計画の「目標達成のための基本的な施策」（下表）の番号に対応しています。

【3つの基本目標と目標達成のための基本的な施策】（P 8の表 再掲）

3つの基本目標	目標達成のための基本的な施策
I. 食についての知識の普及	① ライフステージごとの食育の推進
II. 健康的な食生活の実践	② 栄養バランスを考えた食生活の実践 ③ 早寝早起きを心がけ、朝食をしっかりとる ④ 基本的な調理技術を身につける ⑤ 食事を味わい、楽しむ ⑥ 地産地消の大切さを知る
III. 地域と一体となった食育の推進	⑦ 食品ロスを減らし、環境を意識した食生活を推進する ⑧ 自然と健康になれる食環境づくりを推進する ⑨ 地域の農林水産業を知り、各団体と一体となって食育を推進する



調理実習 (認定こども園みのり)



収穫祭 (湧別こども園)



いろいろたべよう (上湧別小学校 1年生)



給食センター見学 (上湧別小学校 2年生)



野菜を使ったレシピの試食 (チャレンジ元気まつり)



講習会 (ヘルシースプーン会)



上湧別地区児童 調理体験 (ヘルシースプーン会)



上湧別地区児童 調理体験 (ヘルシースプーン会)



R 5 : 子どもたちの健やかな健康を願って  
(家庭教育研修会)



R 6 : 子どもたちの健やかな健康を願って  
(家庭教育研修会)



浜の母さん植樹祭 (漁協女性部)



鮭のつかみどり大会 (産業まつり)

# 資料編

## 1 用語索引

行	用語	解説
あ	ALT	アミノ酸をつくり出す酵素で、大部分が肝細胞に含まれる。肝臓の細胞が障害を受けるとALTが血液中に流れ出し血中濃度が上がるため、ALTの数値が高い場合は肝臓の病気が疑われる。
	eGFR	血清クレアチニン値と年齢・性別からGFRを推算したもの。GFRは腎臓の中にある毛細血管の集合体である「糸球体」が1分間にどれくらいの血液を濾過して尿を作れるかを示す値であり、GFRが1分間に60ml未満の状態または尿たんぱくが3か月以上続くとCKD（慢性腎臓病：腎機能が慢性的に低下し、尿たんぱくが継続して出る状態）と診断される。
	HDLコレステロール	余分なコレステロールを回収して動脈硬化を抑える、善玉コレステロール。
	LDLコレステロール	肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる、悪玉コレステロール。
か	拡張期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最小となる血圧は心臓が拡張したときの血圧で拡張期血圧と呼ばれる。
	共食	だれかと一緒に食事をすること。
	空腹時血糖	血糖値は、血液中に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のことで、食前食後で変動する。 空腹時血糖は食後10時間以上経過した時点での血糖値。
	空腹時中性脂肪	中性脂肪は体内の中で最も多い脂肪のことで、数値が高いと脂質代謝異常が疑われる。空腹時中性脂肪とは、食後10時間以上経過した時点での数値。
	KDBシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
	血清クレアチニン	たんぱく質が分解・代謝されてできた老廃物。通常は尿とともに排泄されるが、腎機能が低下すると排泄できず血液中に増えていく。
	骨粗しょう症	骨の代謝バランスが崩れ、骨形成よりも骨破壊が上回る状態が続き、骨がもろくなつた状態のこと。
さ	収縮期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最大となる血圧は心臓が収縮したときの血圧で収縮期血圧と呼ばれる。
	消費期限	袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで「安全に食べられる期限」のこと。
	賞味期限	袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで「おいしく食べられる期限」のこと。
	食育ファーム	道民をはじめ多くの人たちに対して、農業体験を通じ、食の楽しさや食べものの大切さなど「食」について学ぶ機会を提供する農場。
	食品ロス	本来食べられるにも関わらず、捨てられてしまう食品。
	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が原因で起こる疾患の総称。重篤な疾患の原因となる。日本人の3大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。

行	用語	解説
た	地産地消	地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。
	特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることがある。
	特定保健用食品	からだの生理学的機能などに影響を与える保健効能成分(関与成分)を含み、その摂取により、特定の保健の目的が期待できる旨の表示(保健の用途の表示)をする食品。
な	尿酸	細胞内の核に含まれるプリン体が分解される際に生じる老廃物。
は	配食サービス	一人ひとりに合った栄養バランスの良い食事を届けするサービス。
	B M I	体格指数の一つで、肥満度を表す指標として国際的に用いられている。肥満や低体重(やせ)の判定に用いられ、体重(Kg) / 身長(m) / 身長(m)で算出される。
	標準的な質問票	主に特定健康診査(特定健診)などで使用される、既往歴、服薬歴、喫煙習慣、生活習慣など、健康状態やリスクを把握するための質問項目を標準化した書類。
	腹囲	ヘその高さで計る腰回りの大きさ。内臓脂肪の蓄積の目安とされ、メタボリックシンドロームを診断する指標の一つ。
	ふれあいファーム	多くの皆さんに気軽に訪問していただき、農作業体験や農業者の方々との語らいを通して、日頃接する機会の少ない農場の実際に触れ、農村の魅力を感じもらうための農場。
	フレイル	加齢に伴い筋力・認知機能等の心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態。
	HbA1c	赤血球の中にあるヘモグロビンA(HbA)にグルコース(血糖)が結合したもの。糖尿病の過去1～3か月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標。
や	有所見者	特定健診受診者のうち、異常の所見のあった者。

# 食育基本法

## 目次

### 前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

### 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘がちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関する人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

### (伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

### (食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 二 食育の推進の目標に関する事項
  - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に

に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

##### (食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

##### (組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

##### (会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

##### (委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

##### (委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることがある。

(平二七法六六・一部改正)

##### (政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進について、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関する必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

# 第4次食育推進基本計画（令和3～7年度）の概要

## 食育基本法

- 食は命の源。食育は生きる上での基本であり、知育・德育・体育の基礎となるべきものと位置付け。
- 「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進。
- 食育推進会議(会長:農林水産大臣)において食育推進基本計画を策定(平成18・23・28年)
- 地方公共団体には、国の計画を基本として都道府県・市町村の食育推進計画を作成する努力義務

## ＜食をめぐる現状・課題＞

- ・生活習慣病の予防
- ・高齢化、健康寿命の延伸
- ・成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養
- ・世帯構造や暮らしの変化
- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・総合食料自給率（カリーバース）  
38%(令和元年度)
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）  
612万トン(平成29年度)
- ・地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危惧
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

## 基本的な方針(重点事項)

### ＜重点事項＞

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

国民の健康の視点

### ＜重点事項＞

持続可能な食を支える食育の推進



### ＜横断的な重点事項＞ 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

- ・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

## 食育推進の目標

- ・栄養バランスに配慮した食生活の実践
- ・産地や生産者への意識
- ・学校給食での地場産物を活用した取組等の増加
- ・環境に配慮した農林水産物・食品の選択等

## 推進する内容

### 1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

### 2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

### 3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

### 5. 生産者と消費者との交流促進、環境と

調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

### 6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

### 4. 食育推進運動の展開：食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

### 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

## 施策の推進に必要な事項

- ①多様な関係者の連携・協働の強化、②地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進 等

# 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標

目標		
具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
<b>1 食育に关心を持っている国民を増やす</b>		
①食育に关心を持っている国民の割合	83.2%	90%以上
<b>2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす</b>		
②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週11回以上
<b>3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす</b>		
③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	75%以上
<b>4 朝食を欠食する国民を減らす</b>		
④朝食を欠食する子供の割合	4.6%※	0%
⑤朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	15%以下
<b>5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす</b>		
⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回※	月12回以上
⑦学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
⑧学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
<b>6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす</b>		
⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	50%以上
⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	40%以上
⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g※	8g以下
⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g※	350g以上
⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6%※	30%以下

注) 学校給食における使用食材の割合(金額ベース、令和元年度)の全国平均は、地場産物52.7%、国産食材87%となっている。

目標		
具体的な目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
⑦生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす	64.3%	75%以上
⑧ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす	47.3%	55%以上
⑨食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	36.2万人※	37万人以上
⑩農林漁業体験を経験した国民を増やす	65.7%	70%以上
⑪産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	73.5%	80%以上
⑫環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	67.1%	75%以上
⑬食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす	76.5%※	80%以上
⑭地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝える国民を増やす	50.4%	55%以上
⑮郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6%	50%以上
⑯食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす	75.2%	80%以上
⑰推進計画を作成・実施している市町村を増やす	87.5%※	100%

※は令和元年度の数値

# (参考)第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)と関連する主な取組

## 〈重点事項〉

### 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

国民の健康の視点



社会・環境・文化の視点

## 〈重点事項〉

### 持続可能な食を支える食育の推進

#### 〈関連する主な取組〉

(子供の基本的な生活習慣の形成)

- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等により普及啓発を推進

(学校、保育所等における食育の推進)

- ・栄養教諭・管理栄養士等を中心として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

(健康寿命の延伸につながる食育の推進)

- ・「健康日本21（第二次）」や「スマート・ライフ・プロジェクト」の推進等、健全な食生活等につながる食育を推進
- ・「毎日くだもの200グラム運動」等の消費拡大や生産・流通支援等を通じ、野菜や果物の摂取量増加を促進
- ・食育に対する無関心層への啓発を含め、適切な情報提供方法など自然に健康になれる食環境づくりを、産学官等が連携し推進
- ・「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進

(貧困等の状況にある子供に対する食育の推進)

- ・「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関し支援
- ・「子供の未来応援国民運動」において、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行う子供食堂等を含むNPO等に対し支援
- ・経済的に困難な家庭等に食品等を届ける子供宅食等に関し支援

#### 〈関連する主な取組〉

##### [食と環境の調和]

- ・我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定
- ・有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等の取組に関して、国民の理解と関心の増進のため普及啓発
- ・食品ロス削減推進法に基づき国民運動として食品ロス削減を推進

##### [農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化]

- ・食への関心と理解を深めるべく農林漁業体験活動を促進。
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「子ども農山漁村交流プロジェクト」の一環として、送り側(学校等)への活動支援や活動情報提供、受入側（農山漁村等）の体制整備への支援等を推進
- ・我が国の食料需給の状況への理解促進や、地産地消の推進や生産者と消費者との交流促進等を進め、多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進

##### [日本の伝統的な和食文化の保護・継承]

- ・地域の風土を活かした和食文化の保護・継承は、地域活性化や環境への負荷の低減に寄与し、持続可能な食に貢献することが期待
- ・「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえた地域の多様な食文化の保護・継承
- ・地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等からなる各都道府県の体制を構築・活用し、郷土料理のデータベース化やデジタルツール活用を推進
- ・学校給食等で地域の郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

## 〈横断的な重点事項〉 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

#### 〈関連する主な取組〉

- ・「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がりを創出するデジタル化に対応した食育を推進（デジタル化に対応することが困難な高齢者等に配慮した情報提供等も必要）
- ・自宅で料理や食事をすることも増えており、食生活を見直す機会にもなることから、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進
- ・「全国食育推進ネットワーク」を活用し、最新の食育活動や知見を食育関係者間で情報共有

# 第5次北海道食育推進計画の概要

計画期間：令和6年度～令和10年度

## 社会情勢の変化

### (1) 世界の食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの増大

- ・食料需要の増加や異常気象による大規模な不作など、中長期的な食料需給逼迫の懸念
- ・新型コロナウイルス感染症に伴うサプライチェーンの混乱
- ・農産物や生産資材の価格高騰など

### (2) 食生活の変化や社会のデジタル化の影響

- ・食の外部化や簡便化の進展
- ・消費者の行動を及ぼすデジタルメディアの影響拡大
- ・自宅での料理や食事の機会の増加

### (3) 食品アクセスの問題の顕在化

- ・物価高騰により健康的な食生活の実現に支障
- ・食品を簡単に購入できない「買い物困難者」等の発生
- ・物流の2024年問題

### (4) 高齢化率の上昇

## 北海道の食育の現状と課題

### (1) 食育に対する理解と取組

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による対面型や体験型の食育活動の中止

### (2) 道民の食生活と健康への影響

- ・野菜、果物、食塩の摂取量の目標が未達
- ・朝食を食べる児童生徒の割合が減少傾向

### (3) 食品ロスの削減

- ・食品ロスの問題への認識はあるが、削減目標が未達

### (4) 地産地消

- ・学校給食の地場産物の活用割合は全国平均より高い

### (5) 食育の担い手と地域の推進基盤

- ・市町村食育推進計画の作成が停滞
- ・高齢化や後継者不足による食育の担い手の減少



コロナ禍による取組の中止や高齢化による食育の担い手の減少への対応が必要

資料4

## ＜重点事項＞

- 子ども及び子育て世代の食育の推進
- 道民との連携とネットワークによる推進体制の強化

## 主な推進施策

### 第5次計画におけるスローガン

### 心も体も食べて育とう。北海道の食がつなぐ未来

子どもの時から食べる、つくる、食材を知るという体験をしながら大人になり、健全な食生活や地域の「食」が次世代に受け継がれていくことをイメージ

### 施策1 健全な食生活の実践

#### ○ 栄養バランスを考えた食事の実践

- ・子育て世代や子どもを含む若い世代に対し、料理教室や食生活に関する講座等を開催

#### ○ 規則正しい食生活の実践

- ・高齢期や青年期において手軽に実践できる方法を提案
- ・学校・家庭・地域において共に食事をとりながらコミュニケーションを図り、食の楽しさや基本的な生活習慣づくりへの意識を向上

朝食を毎日食べている小・中学生の割合の増加  
R4年小6 81.5% 中3 77.4% → R10年小6・中3 100%

### 施策2 食に関する知識の習得

#### ○ 食と環境の関係を考え行動する力の習得

- ・食品ロス削減への理解促進と「どさんこ愛食食べり運動」などの普及啓発を実施

#### ○ 地域の食を知り伝える力の習得

- ・北海道らしい食づくりの伝承名人の活動を促進し、伝統的な北海道の食文化の継承を推進

#### ○ 地産地消の意義を知り実践する力の習得

- ・農林漁業者や食品加工業者など多くの人々が支える食のサプライチェーンへの理解を深める取組を推進

#### ○ 食に関する情報を正しく理解する力の習得

- ・各種媒体を活用した食に関する様々な情報発信を強化

食品を購入する際に国産や地域の食品を選ぶ道民の割合  
R4 85.2% → R10 90%以上

### 施策3 食育の担い手育成と地域の推進基盤の強化

#### ○ 食育を進める人材の育成・活用

#### ○ 食に関わる関係者のネットワークの強化

#### ○ 食育を推進する基盤づくりの促進

食育の取組件数（学校、市町村、団体・ボランティア）  
R4年1,492件 → R10 年1,800件以上

- ・北海道食育コーディネーターや北海道らしい食づくりの伝承名人の地域における活動を促進し、本道における食の担い手を育成

- ・地域における関係者間のネットワークの構築を推進

- ・地域関係者との連携強化のため市町村食育推進計画の策定を促進



資料 5

人と自然が輝く  
オホーツクのまちをめざして

第3期  
湧別町総合計画

令和4年度～令和13年度



## 食 育

### 現状と課題

食をめぐる社会情勢の変化としては、本町においても高齢化が早いペースで進むとともに、核家族化の進行や単独世帯の増加といった動きが見られています。このような社会情勢の変化の中、近年では外食といった食の簡便化・外部化が進展・定着してきており、食料消費支出における食の外部化率は年々上昇傾向で推移しています。

近年の食生活は、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加などが問題となってきています。この傾向は、本町においてもみられており、適切な対応が必要とされています。

家庭における食事の重要性については、先にも述べた食の外部化と共に働きの増加に伴い、家庭で調理することが少なくなり外食や出来合いの料理で済ます家庭が多くなっています。

家庭で調理することは、直接食材と触れ合う機会を持つだけでなく、マナーをはじめとする食に関する様々な体験をすることで、「食」について興味・関心を持ち、健全な食生活を送ることにもつながります。また、出来上がった味に頼らない食材本来の味がわかるといった味覚を形成することも家庭における一つの役割だと思われます。また、家庭の食事や学校給食を通じ、食に関する基本的な知識や望ましい食習慣を身に付け、自らの健康について考え、体験学習などを通して食の大切さを学ぶことが大切です。

食育※・地産地消に対する理解と取組みについては、本町においては、関係する機関・団体などが既に食育や地産地消の推進に取り組んでおり、周知度・関心度は高まりつつあると考えられますが、それぞれが連携した活動をすることによりこれまで以上の推進が図られると考えます。

本町の食育については、本計画と「第2期湧別町食育推進計画（令和3年度～令和7年度）」と整合性を図りながら推進していきます。

### 10年後のめざす姿

区 分	めざす姿
食 育	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体による食品の適切な選択を実践し健康な食生活を実現している。</li> <li>食べものの大きさを知り、作られる過程などを理解し、心豊かな食生活を実現している。</li> <li>学校の体験学習や親子体験を通じて、地域の産業について理解が深まっている。</li> <li>地産地消の大切さを知り、本町で生産された豊富な食材を生かした湧別らしい食生活を実現している。</li> </ul>

※食育…生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識や学習等の取組みをいう。

## 主要施策

区分	主な内容
食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の役割と重要性について、情報提供や料理教室等を通じた普及啓発を図ります。</li> <li>家庭科や総合的な学習の時間などにおいて、調理実習、学校菜園などの体験を重視した教育活動を推進し、児童・生徒が栄養バランスや食の生産に対する関心や理解を深めます。</li> <li>農業漁業関係団体や商工団体などと連携し食育に取り組むことで、地産地消や地域の活性化を図ります。</li> </ul>

## 施策の評価指標

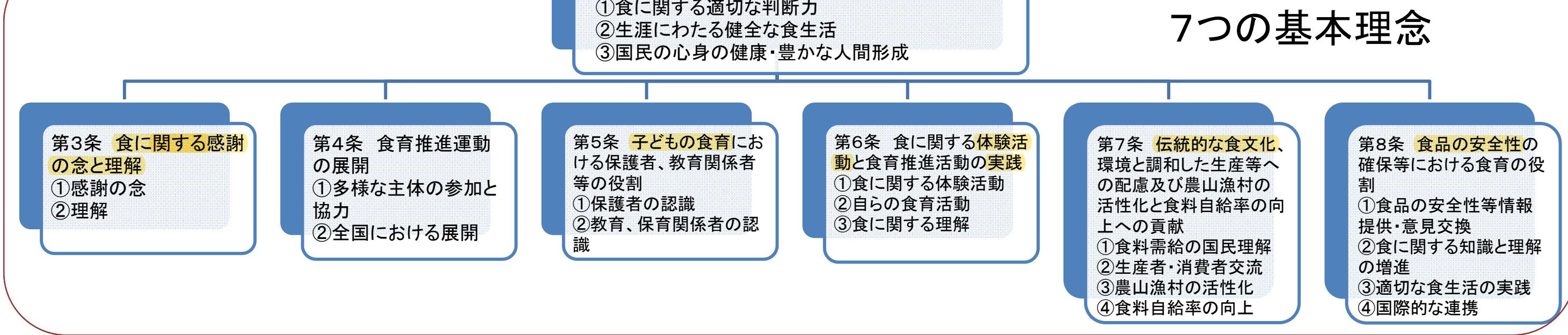
評価指標	現状値(前回の値)	目標値(令和13年度)
全国学力学習状況調査	朝食を毎日食べている児童生徒(毎日・どちらかといえば毎日食べている) 小6 96.8% (89.9%) 中3 94.7% (92.3%)	小学6年生、中学3年生ともに100%
国民健康保険法定報告	BMI値(肥満度指数)が25以上(肥満)の人の割合 成人(40~74歳) 36.4% (31.8%)	32.8%未満 (10%減)



# 食育基本法の体系

【目的】  
第1条

【基本理念】  
第2条～第8条



【関係者の責務】  
第9条～第13条

【法制上の措置  
及び年次報告】  
第14条・第15条

【食育推進基本計画等】  
第16条～第18条

【基本的施策】  
第19条～第25条

【食育推進会議等】  
第26条～第33条

第9条 国の責務

第10条 地方公共団体の責務

第11条  
・教育関係者等の責務  
・農林水産者等の責務

第12条  
食品関連事業者等の責務

第13条 国民の責務

第14条 法制上の措置等  
①法制上の措置  
②財政上の措置

第15条 年次報告  
①食育施策報告書

第16条  
①食育推進基本計画

第17条  
①都道府県食育推進計画

第18条  
①市町村食育推進計画

基本的施策(国及び地方公共団体)

第26条～第31条  
①食育推進会議

第32条  
①都道府県食育推進会議

第33条  
①市町村食育推進会議

第19条 家庭における食育の推進

第20条 学校、保育所等における食育の推進

第21条 地域における食生活の改善のための取組の推進

第22条 食育推進運動の展開

第23条 生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

第24条 食文化の継承のための活動への支援等

第25条 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

7つの基本的施策

別紙

分野	事業内容	実施時期・回数等	実施主体等	施策区分
生産者・食関連団体	健康教室 (健康・栄養講話、調理実習)	通年	J Aえんゆう女性部	②⑤
	・講習会（講話・調理実習） ・地域支援事業 ・チャレンジ元気まつり ・食料品店への副菜レシピ配置 ・児童センターでの調理体験	通年	食生活サポートヘルシースプーン会	②⑤ ⑥⑧
	体験学習の場・機会の提供・受入れ	通年	J Aゆうべつ町青年部 J Aえんゆう青年部	⑥⑨
	・町内イベントへの農畜水産物販売 ・湧別鍋（地場食材） ・鮭のつかみどり	屯田七夕まつり 産業まつり ほか	湧別漁協 J Aゆうべつ町 J Aえんゆう 湧別町商工会	⑥⑨
	・ほたて剥き体験、工場見学 ・かき剥き体験	通年	湧別漁協青年部	⑥⑨
	・ほっけについて学ぼう ・サケについて学ぼう ・浜の母さん植樹祭 (大気・水の循環など環境への取組)	通年	湧別漁協女性部 指導漁業士 青年漁業士	⑥⑨
	ご当地メニューの提供 ・チガイのわかるカレー	5～7月	湧別町商工会女性部	⑥⑨